

あいち海上の森センターYouTube 運用要綱

YouTube 公式チャンネル運用にあたって、情報政策課作成の「愛知県ソーシャルメディア利用ガイドライン」に従い、下記のとおりとします。

1. 目的

海上の森における動植物の映像や、見どころなどの風景の映像、あいち海上の森センターで実施する体験学習プログラム等の実施の様子や、参加募集案内、その他センターからの案内を発信するために YouTube を利用し、海上の森の保全と活用に役立てる。

2. 撮影・編集・配信

原則として、職員が撮影した動画を編集し所属長に了解を得てから配信することとする。

根拠があいまいな情報や、希少動植物の位置情報、県が発信するに相応しくない情報が含まれていないかどうか、タイトルや説明文の誤字脱字に十分注意するようにする。海上の森以外での画像、映像が入らない、使用しないようにする。

イベントの様子の動画については、肖像権の問題もあるため、事前に参加者に了解を得てから撮影することとし、了解を得られていない方の映像は使用しない。

また、必要であれば散策者の方々からの情報提供を受付け、「散策者による提供映像」等を明記した上で、所属長の了解を得てから配信する。（撮影エリアの拡大や、動画の内容の幅が広がる、といったメリットがあります。）

3. 発信すべき動画

- (1)海上の森における動植物の映像
- (2)海上の森の見どころや、季節変化、センター、遊歩施設などの紹介映像
- (3)イベントの参加募集案内や、イベントの実施の様子の映像
- (4)その他、あいち海上の森センターからの案内

4. 発信すべきでないもの

- (1)希少動植物に関する位置情報
- (2)野鳥の巣やヒナに関する情報
- (3)不確実な情報
- (4)撮影、配信の許可を得ていない方が映った映像
- (5)個人情報に関わる映像

5. 注意点

- (1) ツイッターや Facebook と同じく、コメントには原則返信しない。
- (2) イベントの実施状況の動画については、撮影・編集に充分留意する。
- (3) 希少動植物の位置に関する情報発信、盗掘などにつながる情報発信は控える。(巣の位置、希少植物の位置情報等)

6. トラブルの対処

(1) 批判コメントが寄せられた場合

内容を確認し、所属長の判断の下、対応する。

(2) 荒らし行為をされた場合

該当のコメントを削除することで初期対応とする。おさまらないようであれば、(3)の場合とみなし、対応する。

(3) 炎上（収拾がつかない状態）した場合

該当の動画を削除し、チャンネル上やホームページなどで謝罪文等の掲載をする。

(4) 肖像権の問題

イベントの状況の動画や、その他動画において人が映る場合は、肖像権に留意する。
イベントなどでは、事前に撮影・配信の旨を参加者に伝え、了解が得られた方の映像を使用するようにする。無許可での撮影・配信はしない。